

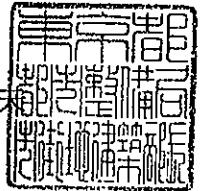


20 都市建企第 197 号
平成 20 年 6 月 10 日

(社) 東京建設業協会 会長 殿

東京都都市整備局市街地建築部長

金子 敏夫



建築基準法第 7 条の 3 の規定に基づく建築物に係る
特定工程を指定する告示の一部改正について (依頼)

平素より、東京都の建築指導行政に対し、ご理解とご協力をいただき厚く感謝申し上げます。

標記の件については、平成 19 年 5 月 18 日付東京都告示第 765 号で指定したところですが、この度、平成 20 年 6 月 6 日東京都告示 842 号により、別紙のとおり一部改正しましたので、お知らせいたします。

改正概要については下記を参考にするとともに、貴団体の会員、建築関係技術者等関係者の方々にご周知くださいますよう、よろしく願いいたします。

記

1 改正点

地階を除く階数が 3 以上である共同住宅で延べ面積が 1 万平方メートルを超えるものについては、法第 7 条の 3 第 1 項第一号の規定により規定されている特定工程に加え、基礎の配筋工事を中間検査の特定工程に追加した。基礎の配筋工事に限っては、複数工区に分かれている場合は、先行工区を検査の対象とする。

2 施行日

平成 20 年 6 月 20 日

3 運用上の留意点

(1) 施行について

ア 平成 20 年 6 月 20 日以降に、建築確認が申請された建築物又は計画通知された建築物は本改正の適用対象とする。

イ 平成 20 年 6 月 19 日までに、建築確認が申請された建築物又は計画通知された建築物で、平成 20 年 6 月 20 日以降に申請された計画変更については、本改正の適用から除外する。

【連絡先】 東京都都市整備局市街地建築部
建築企画課建築係

TEL 03-5388-3343 (直通)

平成 19 年東京都告示第 765 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

平成 19 年 5 月 18 日

東京都知事 石原 慎太郎

1 中間検査を行う区域

特別区、青梅市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原市の区域

2 中間検査を行う期間

平成 19 年 6 月 20 日から平成 22 年 6 月 30 日まで

3 中間検査を行う建築物の規模

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が 3 以上のもの。ただし、工事の工程に法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する工程が含まれる建築物にあつては、延べ面積が一万平方メートル以下のものを除く。

4 指定する特定工程

(1) 延べ面積が 1 万平方メートル以下の建築物にあつては、次に掲げる工程を特定工程とする。ただし、アからエまでに掲げる工程のうち 2 以上の工程が存する場合はいずれか早期のものを、アからエまでのいずれかに掲げる工程を 2 以上に分けて施工する場合は 2 以上に分けた工程のうちいずれか早期のものを特定工程とする。

ア 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあつては、1 階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事

イ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあつては、2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（当該工事を現場で行わないものは、2 階の床版及びこれを支持するはりの取付工事）

ウ 木造にあつては、屋根工事

エ アからウまでに規定する構造以外のものにあつては、2 階の床工事

- (2) 延べ面積が1万平方メートルを超える建築物にあつては、(1)に規定する特定工程(工事の工程に法第7条の3第1項第一号に規定する工程が含まれる建築物にあつては、同号に規定する特定工程)のほか、基礎に鉄筋を配置する工事(基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に着手する床版工事のある場合は当該床版に鉄筋を配置する工事とし、基礎に鉄筋を配置する工事を2以上に分けて施工する場合は2以上に分けた工程のうちいずれか早期のものとする。)を特定工程とする。

5 指定する特定工程後の工程

- (1) 延べ面積が1万平方メートル以下の建築物にあつては、次に掲げる工程を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。

ア 鉄骨造その他これに類する構造にあつては、2階の床版の取付工事又は型枠工事その他これらに類する工事

イ 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあつては、柱又ははりに鉄筋を配置する工事

ウ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあつては、2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事(当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付工事)

エ 木造にあつては、壁の外装工事又は内装工事

オ アからエまでに規定する構造以外のものにあつては、2階の柱又は壁の取付工事

- (2) 延べ面積が1万平方メートルを超える建築物にあつては、(1)に規定する特定工程後の工程(工事の工程に法第7条の3第1項第一号に規定する工程が含まれる建築物にあつては、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第12条に規定する特定工程後の工程)のほか、基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事(基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に着手する床版工事にあつて

は、当該床版に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。

6 適用の除外

法第 68 条の 20 の認証型式部材等である建築物又は法第 85 条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この告示は、平成 19 年 6 月 20 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の規定は、施行日以後に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第 18 条第 2 項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、この告示の施行前に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第 18 条第 2 項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。
- 3 この告示の施行前に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、平成 19 年東京都告示第 764 号による廃止前の平成 16 年東京都告示第 925 号に定めるところによる。

附 則（平成 20 年東京都告示第 402 号）

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成 20 年東京都告示第 842 号）

- 1 この告示は、平成 20 年 6 月 20 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の規定は、施行日以後に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第 18 条第 2 項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、この告示の施行前に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出した建築

物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。

		特定工程その1	特定工程その2	備考
階数が3以上である共同住宅	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程を含むもの	延べ面積 1万㎡以下	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数工区ある場合は、全ての工区を検査対象とする ● 基礎の配筋工事に限り、複数工区ある場合は、原則として先行工区を検査対象とする。
		延べ面積 1万㎡超	<p style="text-align: center;">基礎の配筋工事 (先行床のある場合は、 当該床版の配筋工事) ※地階を除く階数が3以上の場合</p>	
上記以外で地階を除く階数が3以上のもの	上記以外で地階を除く階数が3以上のもの	延べ面積 1万㎡以下	ア S造, SRC造は、1階の建て方工事 イ RC造は、2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事 ウ 木造は、屋根工事 エ その他の構造は、2階の床工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数工区ある場合は、原則として先行工区を検査対象とする。
		延べ面積 1万㎡超	<p style="text-align: center;">基礎の配筋工事 (先行床のある場合は、 当該床版の配筋工事)</p>	
上記以外で地階を除く階数が3以上の建築物	上記以外で地階を除く階数が3以上の建築物	延べ面積 1万㎡以下	ア S造, SRC造は、1階の建て方工事 イ RC造は、2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事 ウ 木造は、屋根工事 エ その他の構造は、2階の床工事	<ul style="list-style-type: none"> ● アからエのうち、二種類以上の工程に該当する場合は、早期に達する工程を対象とする。
		延べ面積が 1万㎡超	<p style="text-align: center;">基礎の配筋工事 (先行床のある場合は、 当該床版の配筋工事)</p>	